

鳥取市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年2月3日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第3号

鳥取市監査委員条例の一部を改正する条例

鳥取市監査委員条例（昭和39年鳥取市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。